

アスベスト含有調査 補助金制度のご案内

(狭山市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱)

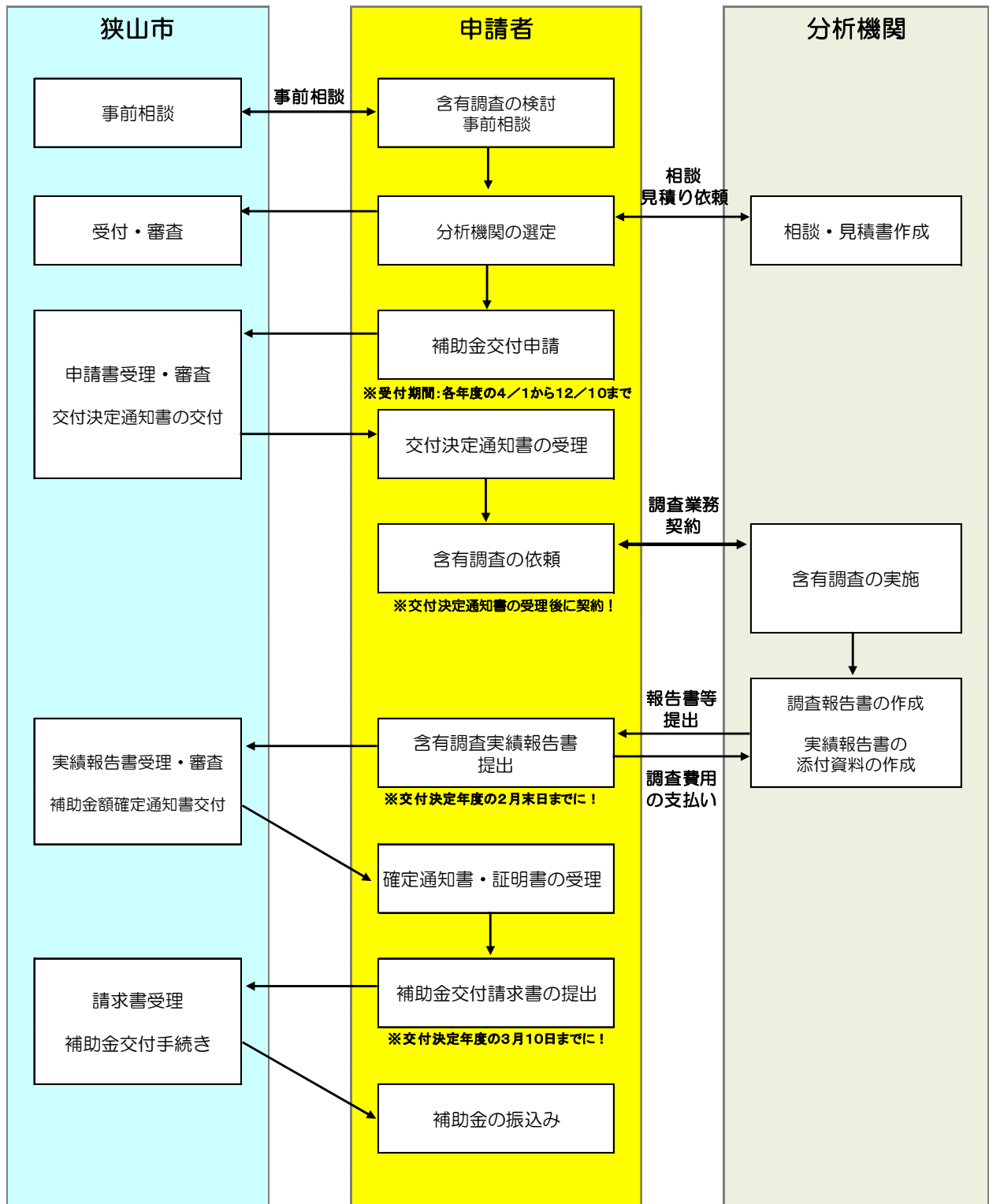
目次	ページ
1 補助金交付手続きの流れ	1
2 申請の前にご確認ください	2
3 申請手続きについて	4
4 申請等の様式	

申請の前に、建築審査課までお問合せ下さい。

狭山市 都市建設部 建築審査課

(狭山市役所2階 電話 04-2953-1111 内線 2177)

1 補助金交付手続きの流れ



2 申請の前にご確認ください

(1) 補助金制度の概要

この制度は、市内の民間建築物において、壁、柱、天井等に施工されている吹付け材でアスベストの含有のおそれがあるものの分析調査（以下、アスベスト含有調査）を行おうとする、建築物の所有者に対し、その費用の全額又は一部を補助することにより、市民の健康被害を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とするものです。

アスベストとは

天然の鉱石から作られる極めて細かい繊維で、見た目は綿のように見えることから「石綿(いしわた・せきめん)」とも呼ばれています。

アスベストは、熱や摩耗に強く、腐らず、変質しにくいなどの特性を持っていることから、耐火建材・保温材・断熱材・吹付け材などの建築材料として幅広く使用されてきました。

しかしながら、アスベストを吸入すると、人体へ健康被害を及ぼすことが判明したことにより、現在では建築物にアスベストを含有した建築材料を、新たに使用することは禁止されています。

アスベストには、「クリソタイル」「アモサイト」「クロシドライト」「アクチノライト」「アンソフィライト」「トシモライト」の6種類があり、その全ての種類のアスベスト含有調査について補助金の対象としています。

(2) 補助金の交付対象となる建築物

次のすべてに該当する建築物です。

- i 狭山市内に存する民間建築物
- ii 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物
- iii 過去に補助金等利用したアスベスト含有調査を行っていない建築物

(3) 補助金の申請ができる方

次のすべてに該当する方です。

- i 対象となる建築物の所有者、又は区分所有共同住宅（分譲マンション）の区分所有者の団体。
- ii 市税の滞納の無い方。（区分所有共同住宅の団体の場合は除く）

(4) 補助金交付の対象となるアスベスト含有調査

日本工業規格 JIS A 1481 を標準とする調査方法又は厚生労働省等の公的機関が公表した方法で、アスベストの有無を確認する方法(定性分析)及び含有率を測定する方法(定量分析)による分析調査です。

- ◆補助金の交付申請を行う前にアスベスト含有調査の契約を締結(調査に着手)すると、補助金の交付が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- ◆補助金の支払いは、アスベスト含有調査の完了後となります。含有調査を途中で取りやめた場合などは、補助金は交付されません。
- ◆定性分析の結果、アスベストが含有されていないことが判明し、定量分析を行わない場合は、変更届を提出してください。(5ページ参照)この場合は、定性分析のみに対する補助金の交付となります。

(5) アスベスト含有調査を行う分析機関・調査者の要件

分析機関^{※1}に所属する「建築物石綿含有建材調査者^{※2}」又は「特定建築物石綿含有建材調査者^{※2}」です。

※1：作業環境測定法第2条第7号に規定する作業環境測定機関で分析装置等を備える機関

※2：建築物石綿含有建材調査者講習登録規定第2条第2項及び第3項による。

(6) 補助金の申請期間

各年度の4月1日から12月10日までです。

年度ごとの補助事業となりますので、含有調査を完了し申請年度の2月末日までに「民間建築物アスベスト含有調査事業実績報告書 (5ページ参照)」を提出する必要がありますので、含有調査の実施や書類の作成に要する期間にご留意ください。

(7) 補助金の額

アスベスト含有調査に要した費用のうち、市が必要と認める額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)で、1棟あたり25万円を上限とします。

なお、補助金額が年度の予算額を超えた場合は、その時点で終了となりますので、ご了承ください。

(8) 申請書類の提出先

申請受付窓口は、市役所2階の建築審査課です。(裏表紙をご参照ください。)

3 申請手続き

(1) 事前相談

申請書の提出に先立ち、**建物図面及び現況写真等**をご持参のうえ、建築審査課へ事前相談をしてください。

事前相談後にアスベスト含有調査を依頼する分析機関を選定して、分析機関から**見積書**を徴収してください。

(2) 補助金の交付申請

「**狭山市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付申請書（様式第1号）**」に、次の書類を添付のうえ提出してください。

なお、代理人が申請手続きを行う場合は、委任状を添付してください。

添付書類	備考
位置図、配置図、平面図及び現況写真	建築確認済証などの写し 調査予定箇所がわかるもの
建物の登記事項証明書 又は建物の所有者であることが確認できる書面	区分所有者の団体である場合を除く
分析機関であることを証する書類	
分析機関からの見積書の写し	
建物の所有者が市税の納付状況について、確認することに同意する旨の書類	同意書（様式あ号） 区分所有者の団体である場合を除く
団体の代表者であることを証する書類	区分所有者の団体である場合に限る
区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議なされたことを証する書類	区分所有者の団体である場合に限る

市は申請内容を審査し、補助金交付の可否について決定のうえ、「**狭山市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付可否決定通知書**」*を申請者へ送付します。

交付可否決定通知書の受理後に、分析機関と調査業務の契約を締結し、アスベスト含有調査を進めてください。

（契約書の「発注者」と「申請者」は同一としてください。）

※ 狭山市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付可否決定通知書は、補助金の支払いを確定したものではありません。調査が行われなかった場合や本補助金に係る規定に反する場合などは、補助金は交付されません。

(3) 申請内容の変更又は取りやめをする場合

狭山市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付可否決定通知書の受理後に、申請内容を変更しようとするときは、「狭山市民間建築物アスベスト含有調査事業変更承認申請書（様式第3号）」に当該変更に係る書類を添付のうえ、提出してください。

定性分析（アスベスト含有の有無の分析）の結果アスベストが含有されていない事が判り、定量分析（アスベストの含有量の分析）を行わない場合も変更の手続きが必要です。

やむを得ない理由でアスベスト含有調査を取りやめたときは、速やかに「狭山市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付辞退届（様式第5号）」を提出してください。この場合、既にアスベスト含有調査に着手している場合も、補助金は交付されませんので、ご注意ください。

(4) アスベスト含有調査実績報告

アスベスト含有調査の完了後、速やかに「狭山市民間建築物アスベスト含有調査事業実績報告書（様式第6号）」に次の書類を添付のうえ、提出してください。

（提出期限：交付決定を受けた年度の2月末日）

添付書類
分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し
吹付けアスベスト等のおそれのあるものの採取中及び採取後の現場写真
分析機関と締結した契約書等の写し
アスベスト含有調査事業に要した費用の内訳書及び領収書の写し
その他市長が必要と認める書類

市は報告内容を審査し、補助金額について決定し、申請者へ「狭山市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金額確定通知書」を送付します。

◆アスベスト含有調査が完了しない場合や、実績報告書の提出がない場合は、補助金は交付されませんのでご注意ください。

(5) 補助金の請求

補助金額確定通知書を受領しましたら、補助金の請求を行ってください。

「狭山市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付請求書(様式第8号)」と、狭山市会計課様式の「請求書」を提出してください。

(提出期限：交付決定を受けた年度の3月10日)

- ◆請求書は、建築審査課の窓口でお渡しします。
- ◆振込先の口座は、申請者が口座名義人のものとしてください。
- ◆振込先の金融機関名は、現在の金融機関名を正確に記入してください。
例) × りそな銀行 狭山支店 ⇒ ○ 埼玉りそな銀行 狭山支店
 × 三菱東京UFJ銀行 狭山出張所 ⇒ ○ 三菱UFJ銀行 狭山支店
- ◆請求書の提出後、2週間から1か月程度で補助金が指定の口座に振り込まれます。

メモ



■お問合せ先

狭山市 都市建設部 建築審査課 建築総務担当

所在地：〒350-1380

狭山市入間川1丁目23番5号

電話：04-2953-1111 内線2177

FAX：04-2954-8877

E-Mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

狭山市公式ウェブサイト：<http://www.city.sayama.saitama.jp/>

(令和4年3月更新)